

議 長 日程第5「議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄テニスコートの施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

寄テニスコートは、平成4年に設置してから31年が経過し、人工芝の耐用年数でもある10年を大きく超えております。利用に供するに当たり、これまで最低限の補修で対応してきたところでございますが、今後は受益者に御負担を頂くことで、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、寄テニスコートの利用するに当たっての利用料金について改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂きまして、新旧対照表を御覧ください。右側が現条例で、左側が改正案でございます。まず改正案の第1条、趣旨につきましては、現行の「寄与する」、この後に「寄与するとともに、スポーツを通じた地域活性化に資する」といった文言を加えたものでございます。

次に、改正案の第3条につきましては、第2項第4号に、利用促進に関する業務を加えました。

次に、改正案第9条につきましては、第1項で文言整理を行いました。資料をおめくりください。第2項で、テニスコートの管理を指定管理者に行わせる

場合における利用料金の額の上限について、新たに表記をしたものでございます。

次に別表、利用料金につきましては、現行の1,000円以内を2,000円に改めるものでございます。

お戻り頂きまして、議案の2ページ目の条例本文、附則となります。この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時15分となりますので、よろしくお願いいたします。(9時58分)